

監 第 255 号-2
令和 6 年 8 月 22 日

新発田市長 二階堂 馨 様

新発田市監査委員 坂 上 徳 行

新発田市監査委員 板 垣 功

令和 5 年度決算に基づく新発田市の
資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度の各公営企業会計資金不足比率について審査したので、別添のとおり意見書を提出します。

令和5年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月25日から令和6年8月5日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

公営企業会計名	令和5年度	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	
食品工業団地造成事業特別会計	—	20.0	

(注：「—」は、資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。)

(2) 個別意見

各公営企業会計において、資金不足額が生じておらず、良好な状態となっている。

(3) 比率の算定において是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。